

## 《 傍聴者の皆さんへのお願い 》

1. 会議を傍聴しようとする方は以下の内容をご確認いただきご了承の上、住所及び氏名を傍聴希望者受付票に記入しご提出ください。また、報道関係者は、あらかじめ事務局へ届け出をしてください。
2. 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
  - (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を持っている方
  - (2) 酒気を帯びていると認められる方
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている方
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている方
  - (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある方
3. 傍聴者は、傍聴席にいるときは静粛にさせていただき、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議における発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
  - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないでください。
  - (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないでください。
  - (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないでください。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りではありません。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないでください。
  - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないでください。
  - (7) 携帯電話類は、使用しないでください。
  - (8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないでください。
4. 傍聴者は委員会中に発言することはできません。委員会に対する感想等は事務局に提出してください。
5. 傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないでください。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではありません。
6. 委員会で配布された資料は、委員会終了後、もしくは途中退席する際に、返却してください。
7. 傍聴者は、すべて、委員会の事務局職員の指示に従ってください。
8. 傍聴者がこの内容に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができます。